

平成23年度鴨川条例禁止行為等の指導状況について

■ 規制の徹底

(1) 巡視頻度等

- バーベキューの巡視 : 4月 ~ 11月 平日、土日
 打ち上げ花火等の巡視 : 6月 ~ 9月 平日、土日
 放置自転車の撤去 : 平成22年4月より京都市が実施
 鴨川環境保全区域の巡視 : 月2回
 鴨川納涼床の巡視 : 設置時に巡視、以降撤去まで随時巡視
 啓発活動として、(京都大学・同志社大学・立命館大学・京都産業大学あて) チラシを250部配布。
 ※落書きの巡視については他の巡視と同時に実施

(2) 指導状況

○平成20年4月の全面施行後の指導状況は以下のとおりです。

	バーベキュー (件)				自動車 バイク 乗入 (台)	打ち上 げ花火 等 (件)	放置自転車等 (台)	
	禁 止 区 域			禁 止 区 外			移動台数	返還台数
	出 町	柵 野	小 計					
20年4月 ~21年3月	13	78	91	170	1,372	127	1,536	705
21年4月 ~22年3月	8	34	42	127	1,137	146	988	547
22年4月 ~23年3月	2	32	34	112	878	76	京都市が実施 (1,734)	19
23年4月 ~24年3月 (対H20比)	3	11	14 (15%)	55 (32%)	959 (70%)	38 (30%)	京都市が実施 (1,201)	
合 計	26	155	181	464	4,346	387	2,524	1,271

(3) 鴨川環境保全区域内行為について

新規許可件数 : なし

条例制定前の行為箇所、既許可(完成箇所)等(4~5箇所)を中心に巡視中。

<参考>

適正な利用のための取組(ホームレス退去指導(23年4月~24年3月))

- ①一斉退去指導 : 3回 (①6月7日、②10月7日、③12月22日)
 ②退去された数 : 9名
 ③撤去小屋等 : 4箇所
 ④12/27時点の人数 : 42名が起居(鴨川:38名、高野川:4名)
 ⑤巡回指導 : 平日毎日